

香川県報



第 47 号

平成 16 年

6月15日(火曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

告示

●昭和五十三年香川県告示第四百九十七号（収納計器取扱者の指定）の一部改

正 保安林の指定の解除 （税務課） 一

家畜伝染病発生の報告 （みどり保全課）

地方自治法施行令の規定に基づく収納事務の委託契約の解約 （畜産課）

地方自治法施行令の規定に基づく徴収事務の委託契約の解約（三件） （港湾課）

道路の位置指定 （ ） 二

香川県証紙売りさばき人の変更 （建築課）

公 告 （会計課） 三

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 （県民参画課）

告示

香川県告示第四百三十五号

昭和五十三年香川県告示第四百九十七号（収納計器取扱者の指定）の一部を次のように

改正する。

平成十六年六月十五日

香川県知事 真鍋武紀

一を次のように改める。

二 名称及び代表者の氏名

香川県庁消費生活協同組合
西井 栄一

香川県告示第四百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成十六年六月十五日

香川県知事 真鍋武紀

一 解除に係る保安林の所在場所

東かがわ市引田字檀四三七三の一、四三七三の一〇

二 保安林として指定された目的 魚つき

三 解除の理由 道路用地及び公共施設用地とするため

香川県告示第四百三十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第四項の規定により、家畜伝染病の発生について次のとおり告示する。

平成十六年六月十五日

香川県知事 真鍋武紀

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜及び疑似患畜の区分	頭数	発生の場所	発生年月日	転帰
ヨーネ病	牛	患畜	三	さぬき市長尾東二三	平成十六年六月一日	殺処分

香川県告示第四百三十八号

次の者に対する高松港湾湾湾施設使用料（通行料、係船料及び停泊料）の収納事務の委託契約を平成十六年四月三十日解約した。

平成十六年六月十五日

香川県知事 真鍋武紀

名称

雌雄島海運株式会社

住所

高松市サンポート一番一号

日本通運株式会社四国支店	高松市錦町一丁目一番六号
加藤海運株式会社	高松市朝日町五丁目七番二三号
四国フェリー株式会社	高松市玉藻町一〇番三二二号
坂出東洋埠頭株式会社	坂出市入船町一丁目六番一八号
宇高国道フェリー株式会社	高松市北浜町一番一号
玉藻港運株式会社	高松市朝日新町九番二二二号
国際フェリー株式会社	高松市サンポート八番二二二号
四国汽船株式会社	香川郡直島町二二四九番地三二二
株式会社大運組	高松市北浜町五番五三〇一号
高松石油株式会社	高松市本町九番六号
湊海運株式会社	高松市城東町一丁目二番二二二号
株式会社中村回漕店	高松市城東町二丁目五番二二二号
株式会社山口運輸	高松市城東町二丁目一六番一七号
新栄港運有限公司	高松市城東町二丁目八番九号
中一運輸企業組合	高松市城東町二丁目五番二八号
三木鋼業株式会社	高松市朝日町四丁目一番五九号
泉鋼業株式会社	高松市朝日町五丁目二番三三三号
株式会社坂出郵船組	坂出市入船町一丁目六番一四号
深田サルベージ建設株式会社四国支店	高松市玉藻町七番二二二号城東ビル
四国資源開発株式会社	高松市高松町一〇八一番地六一
高松商運株式会社	高松市サンポート一番一号
香西海運有限公司	高松市香西本町七五一番地
香川県告示第四百三十九号	

次の者に対する高松港港湾施設使用料(船舶給水料)の徴収事務の委託契約を平成十六年四月三十日解約した。

平成十六年六月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

住所 高松市玉藻町一四番二三号	香川告示第四百四十号
次の者に対する高松港港湾施設使用料(通行料及び係船料)の徴収事務の委託契約を平成十六年四月三十日解約した。	
平成十六年六月十五日	
名称 小豆島急行フェリー株式会社	住所 高松市玉藻町一〇番三二二号
名称 ジャンボフェリー株式会社	住所 神戸市中央区新港町三番七号
香川告示第四百四十一号	
次の者に対する高松港港湾施設使用料(停泊料)の徴収事務の委託契約を平成十六年四月三十日解約した。	
平成十六年六月十五日	
名称 高松清掃株式会社	住所 高松市龜岡町一四番二一号
香川告示第四百四十二号	
建築基準法(昭和二十五年法律第二二一号)第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。	
平成十六年六月十五日	
一 指定番号 西土指道 第二号	香川県知事 真 鍋 武 紀
二 指定年月日 平成十六年六月一日	
三 指定道路の位置 観音寺市柞田町字横田丙一九七四 二、丙一九七五、丙一九七六及び丙一九七七 一	
四 指定道路の幅員とその延長 幅員 六・〇〇メートル 延長 八三・四一メートル	
関係の図面は、香川県土木建築課及び香川県西讃土木事務所総務課において閲覧に供	

する。

香川県告示第四百四十三号

香川県証紙条例（昭和三十九年香川県条例第十一号）第五条の香川県証紙の売りさばき人について次のとおり変更した。

平成十六年六月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 住所

高松市番町四丁目一番一 号

二 氏名

変更前 香川県庁消費生活協同組合 組合長 福崎一郎

変更後 香川県庁消費生活協同組合 組合長 西井栄一

三 売りさばき場所

高松市番町四丁目一番一 号 香川県庁消費生活協同組合内

高松市鬼無町佐藤二〇番一 号 香川県陸運事務所内

高松市松島町一丁目一七番一六号 香川県高松合同庁舎内

善通寺市生野本町一丁目一番二 号 仲多度合同庁舎内

綾歌郡国分寺町福家甲一二五八番一九号 香川県軽自動車会館内

公 告

香川県公告第三百四十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十六年八月四日まで縦覧に供する。

平成十六年六月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 申請のあつた年月日

平成十六年五月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人香川ボランティア・NPOネットワーク
福家 明子

高松市観光通二丁目一番地二三

三 定款に記載された目的

本会は、自主的で非営利かつ公益性のある活動（以下、市民活動という）をより充実させるとともに、地域における市民活動をさらに活発にし、地域の誰もが、それぞれの生活をよりよくできる社会の実現を目指すことを目的とする。

平成十六年六月十五日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています